

通学路交通安全プログラムについて

1 概要

平成26年度より、総合的な対策を図るため、学校、警察や国、市町の道路管理者等との連携による「通学路交通安全プログラム」を策定し、対策が円滑に進められるよう関係機関と協力のうえ整備に取り組んでいる。

※県下全市町で基本方針策定済

2 関係通知

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

平成25年12月6日（文部科学省、国土交通省、警察庁）

1. 推進体制の構築

- ・地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を決定
- ・基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に関係者協議会を設置する等推進体制を構築（構成は、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。）

2. 基本的方針の策定

- (1) 合同点検の実施方針
合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。
- (2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

3. 公表等

- (1) 基本的方針の公表
推進体制の構成及び基本的方針をまとめたものを、市町HPや広報誌等を活用し、情報発信（基本的方針の名称は、「（〇〇市町）通学路交通安全プログラム」を推奨）
- (2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表
対策必要箇所について、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表

通学路の交通安全の確保に向けた取組の更なる推進について

平成28年11月28日（文部科学省、国土交通省、警察庁）

1. 緊急合同点検に基づく対策の着実な推進

- ・緊急合同点検に基づく対策必要箇所のうち、対策未完了箇所の、速やかな対策の実施。
- ・対策完了までに相当の期間を要するものについては、見守り隊等の配置によ

る安全確保等、応急的な対策を検討・実施

2. 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

- ・対策実施後も、定期的な合同点検、対策の実施、対策効果の把握、改善・充実を実施し、通学路の交通安全確保について、継続的な取組を推進
- ・取組を実施するための推進体制が未構築の市町村においては、既存組織の活用も含め、早急に体制を構築すること

3 国・私立学校も含めた取組

- ・公立学校のほか、国・私立学校も推進体制に参画して取組を実施できるよう関係部局による連携を強化すること

3 予算上のメリット

防災・安全交付金のパッケージの重点化（維持修繕、I Cアクセス、通学路）に伴い、通学路交通安全プログラムに記載されている事業は、内示が他のパッケージに比べて高い。

（平成29年 要望比8割程度、一般パッケージ5割程度）

そのため、道路街路課、道路保全課（交通施設）事業の大半は、通学路パッケージに位置つけて事業を実施している。